

## 宮城県公報

宮 城 県  
（総務部県政情報・文書課）  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
（毎週火、金曜日発行）

## 目 次

## 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
指定障害福祉サービス事業者の指定  
（障害福祉課） 一
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立  
（水産業振興課） 一
- 保安林の指定の予定  
（森林整備課） 一
- 保安林の指定施業要件の変更の予定  
（同） 二
- 平成二十七年宮城県告示第四百十一号（仙台塩釜港（石巻港区）臨港地区  
区内の分区の指定）の廃止  
（港湾課） 二
- 仙台塩釜港（石巻港区）臨港地区内の分区の指定  
（同） 二
- 構造計算適合性判定の委任（八件）  
（建築宅地課） 二
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出  
（大河原地方振興事務所） 五
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出  
（北部地方振興事務所） 六
- 土地改良区の定款変更の認可  
（東部地方振興事務所） 七
- 開発行為に関する工事の完了（二件）  
（建築宅地課） 七
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告  
（教育庁教育企画室） 七
- 教育委員会  
教育委員会 九
- 教育委員会定例会の開催  
公安委員会 九
- 技能検定員及び教習指導員資格審査の実施について  
一〇

## 告 示

## ○宮城県告示第四百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一二二〇二八八	ざおう菜園 柴田郡川崎町大字前 川字沼ノ平山一番地 二十六	就労継続支援B 型	合同会社大進	令和二年六月 一日
〇四一二三〇一七〇	DRIVE 宮城県七ヶ浜町汐見 台一丁目一番一七号	就労継続支援B 型	一般社団法人 COMS	令和二年六月 一日

## ○宮城県告示第五百号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、網地島加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県告示第五百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## 一 保安林予定森林の所在場所

登米市津山町横山字大萱沢一三

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 次の森林については、主伐は、択伐とする。  
字大萱沢一三（次の図に示す部分に限る。）

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百二二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的  
魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第五百三三号

平成二十七年宮城県告示第四百一十一号（仙台塩釜港（石巻港区）臨港地区内の分区の指定）は、廃

止する。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第五百四号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定により、仙台塩釜港（石巻港区）臨港地区内の分区を次のとおり指定する。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する分区の名称

- 1 商港区
- 2 工業港区
- 3 漁港区
- 4 修景厚生港区

二 指定する分区の区域

- 1 商港区  
石巻市門脇町三丁目、南浜町二丁目、重吉町、中島町、三河町、潮見町及び雲雀野町二丁目の各一部
- 2 工業港区  
石巻市重吉町、三河町、潮見町、南光町二丁目、雲雀野町一丁目、雲雀野町二丁目及び西浜町並びに東松島市大曲字南浜の各一部
- 3 漁港区  
東松島市大曲字道下南、大曲字土手下南及び大曲字沼尻南浜の各一部
- 4 修景厚生港区  
石巻市重吉町、中島町、三河町及び西浜町の各一部

○宮城県告示第五百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人宮城県建築住宅センター

一 仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

仙台市青葉区上杉一丁目一番二十号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

令和二年六月一日

○宮城県告示第五百六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

一般財団法人日本建築センター

東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(一) 東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

(二) 大阪府大阪市中央区南本町一丁目七番十五号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

令和二年六月一日

○宮城県告示第五百七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判

定を次のとおり委任した。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社東京建築検査機構

東京都中央区日本橋富沢町十番十六号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(一) 東京都中央区日本橋富沢町十番十六号

(二) 愛知県名古屋市中区錦三丁目七番九号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

令和二年六月一日

○宮城県告示第五百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

ビューローベリタスジャパン株式会社

神奈川県横浜市中区山下町二十二番地

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都千代田区神田駿河台四丁目三番地

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

令和二年六月一日

○宮城県告示第五百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社建築構造センター

東京都新宿区新宿一丁目八番一号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(一) 東京都新宿区新宿一丁目八番一号

(二) 仙台市青葉区本町二丁目十番二十八号

(三) 福島県郡山市中町十一番五号

(四) 埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目二番三号

(五) 千葉県船橋市葛飾町二丁目四百二一三

(六) 神奈川県横浜市西区北幸二丁目三番十九号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

令和二年六月一日

○宮城県告示第五百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社グッド・アイズ建築検査機構

東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

(一) 東京都新宿区百人町二丁目十六番十五号

(二) 神奈川県横浜市西区高島二丁目十九番十二号

(三) 福島県郡山市喜久田町字松ヶ作十六番百四十一号

(四) 仙台市青葉区中央四丁目十番三三号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

令和二年六月一日

○宮城県告示第五百十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

ハウスプラス確認検査株式会社

東京都港区海岸一丁目十一番一号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都港区海岸一丁目十一番一号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び

第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

令和二年六月一日

○宮城県告示第五百十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、構造計算適合性判定を次のとおり委任した。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 構造計算適合性判定を行う指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社国際確認検査センター

東京都中央区京橋二丁目八番七号

二 業務区域

宮城県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

東京都中央区京橋二丁目八番二号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務

建築基準法第十八条の二第四項の規定により読み替えて適用される第六条の三第一項の全部及び第十八条第四項の一部

五 構造計算適合性判定の業務の開始年月日

令和二年六月一日

○宮城県告示第五百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、柴田町土地改良区

役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年六月五日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 笹 出 陽 康

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年五月二十三日	大平 良夫	角田市小坂字西迎五十二番地	理事
令和二年五月二十三日	渡邊 政芳	柴田郡柴田町大字四日市場字三角二本木前二十三番地二	理事
令和二年五月二十三日	水戸 一馬	柴田郡柴田町大字槻木字焼檀八十八番地	監事
令和二年五月二十三日	松田 善一郎	柴田郡柴田町槻木下町三丁目一番四号	理事

二 退任した者

令和二年五月二十三日	庄子 敏雄	柴田郡大河原町大谷字下欠二十番地	理事
令和二年五月二十三日	加茂 一男	柴田郡柴田町大字船迫字台六十七番地	理事
令和二年五月二十三日	浅野 昭治	柴田郡柴田町大字船岡字砂田六十二番地一	監事
令和二年五月二十三日	加藤 一郎	柴田郡柴田町大字上川名字館山四十四番地	理事
令和二年五月二十三日	加納 厚志	柴田郡柴田町大字槻木字館前百一十一番地	理事
令和二年五月二十三日	平間 盛秋	柴田郡柴田町大字葉坂字西歩沢六十三番地三	理事
令和二年五月二十三日	村上 昭一	柴田郡柴田町大字入間田字又振九十九番地	理事
令和二年五月二十三日	星 正男	柴田郡柴田町大字入間田字兄弟内三番地一	監事
令和二年五月二十三日	氣 仙 喜三男	柴田郡柴田町船岡中央三丁目二番二十五号	理事
令和二年五月二十三日	根 元 誓夫	柴田郡柴田町大字中名生字登夫二百三十七番地	理事
令和二年五月二十三日	水戸 正幸	柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇三十番地	理事
令和二年五月二十三日	駒板 力夫	柴田郡柴田町大字成田字入前五番地	理事

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年五月二十二日	大平 良夫	角田市小坂字西迎五十二番地	理事
令和二年五月二十二日	渡邊 政芳	柴田郡柴田町大字四日市場字三角二本木前二十三番地二	理事
令和二年五月二十二日	佐藤 利夫	柴田郡柴田町大字上川名字江坪十四番地	監事
令和二年五月二十二日	松田 善一郎	柴田郡柴田町槻木下町三丁目一番四号	理事
令和二年五月二十二日	庄子 敏雄	柴田郡大河原町大谷字下欠二十番地	理事
令和二年五月二十二日	加茂 一男	柴田郡柴田町大字船迫字台六十七番地	理事

令和二年五月二十二日	浅野 昭治	柴田郡柴田町大字船岡字砂田六十二番地一	監事
令和二年五月二十二日	加藤 一郎	柴田郡柴田町大字上川名字館山四十番地	理事
令和二年五月二十二日	加納 厚志	柴田郡柴田町大字槻木字館前百十一番地	理事
令和二年五月二十二日	平間 盛秋	柴田郡柴田町大字葉坂字西歩沢六十三番地三	理事
令和二年五月二十二日	阿部 誠悦	柴田郡柴田町大字入間田字関本十五番地	理事
令和二年五月二十二日	星 正男	柴田郡柴田町大字入間田字兄弟内三番地一	監事
令和二年五月二十二日	氣仙 喜三男	柴田郡柴田町船岡中央三丁目二番地十五号	理事
令和二年五月二十二日	根元 誓夫	柴田郡柴田町大字中名生字登夫二百三十七番地	理事
令和二年五月二十二日	水戸 正幸	柴田郡柴田町大字下名生字大畑脇三十番地	理事
令和二年五月二十二日	平間 正市	柴田郡柴田町大字成田字杉ノ内十一番地	理事

○宮城県告示第五百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、江合川沿岸土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年六月五日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 富 田 政 則

一 就任した者

令和二年五月二十二日	氏 名	住 所	役職名
令和二年五月二十二日	氏家 敏	大崎市古川川熊字長清百三十六番地	理事
令和二年五月二十二日	後上 孝行	大崎市田尻字町二百三十五番地	理事
令和二年五月二十二日	大柳 正彦	大崎市田尻沼部字百塚五十番地	理事
令和二年五月二十二日	今野 建司	遠田郡美里町平針字大谷地七十四番地	理事

二 退任した者

令和二年五月二十二日	鈴木 求	大崎市古川雨生沢字大谷川十番地	理事
令和二年五月二十二日	大柳 武男	大崎市古川長岡針字山王十四番地	理事
令和二年五月二十二日	細川 孝志	大崎市古川馬放字街道南北三十五番地	理事
令和二年五月二十二日	木幡 莊一	大崎市田尻北小牛田字川名押堀十一番地	理事
令和二年五月二十二日	石川 忠勝	遠田郡美里町南高城字屋敷三番地	理事
令和二年五月二十二日	金田 貴裕	大崎市古川桜ノ目字飯塚江四十五番地	理事
令和二年五月二十二日	高橋 春喜	大崎市田尻小松字寺浦三十八番地	理事
令和二年五月二十二日	佐々木 勝也	大崎市古川小野字朽木橋二十一番地一	理事
令和二年五月二十二日	佐々木 正彦	大崎市田尻沼部字御飯屋一番地	理事
令和二年五月二十二日	佐藤 栄一	大崎市古川荒谷字新町十七番地	理事
令和二年五月二十二日	橋元 文典	大崎市田尻大沢字百々一 四十八番地	理事

令和二年五月二十一日	氏 名	住 所	役職名
令和二年五月二十一日	氏家 敏	大崎市古川川熊字長清百三十六番地	理事
令和二年五月二十一日	後上 孝行	大崎市田尻字町二百三十五番地	理事
令和二年五月二十一日	大柳 正彦	大崎市田尻沼部字百塚五十番地	理事
令和二年五月二十一日	今野 建司	遠田郡美里町平針字大谷地七十四番地	理事
令和二年五月二十一日	鈴木 求	大崎市古川雨生沢字大谷川十番地	理事
令和二年五月二十一日	大柳 武男	大崎市古川長岡針字山王十四番地	理事
令和二年五月二十一日	高山 正夫	大崎市田尻大沢字田部堂二 四番地	理事

令和二年五月二十一日	細川孝志	大崎市古川馬放字街道南北三十五番地	理事
令和二年五月二十一日	木幡 莊一	大崎市田尻北小牛田字川名押堀十一番地	理事
令和二年五月二十一日	後藤清夫	大崎市田尻沼部字十文字四番地	理事
令和二年五月二十一日	佐々木重司	大崎市古川沢田字中門三十九番地一	理事
令和二年五月二十一日	石川忠勝	遠田郡美里町南高城字屋敷三番地	理事
令和二年五月二十一日	金田貴裕	大崎市古川桜ノ目字飯塚江四十五番地	理事
令和二年五月二十一日	高橋春喜	大崎市田尻小松字寺浦三十八番地	理事
令和二年五月二十一日	佐々木勝也	大崎市古川小野字朽木橋二十一番地	理事

○宮城県告示第五百十五号

津山土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年五月二十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年六月五日

宮城県東部地方振興事務所  
所長 佐藤 靖

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和二年六月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

白石市福岡深谷字青木二十九番、三十番、三十一番、三十二番一、三十二番二の一部、九十三番の一部、九十五番の一部、九十六番の一部  
白石市大手町一番一号

白石市土地開発公社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。  
令和二年六月五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城県知事 村 井 嘉 浩

多賀城市山王字西町浦十番、二十六番一、三十四番七十八、十番地先の道の一部、同字北寿福寺七十二番五、七十三番一の一部、七十三番七の一部、同市南宮字町一番一  
東京都練馬区石神井町二丁目二十六番十一号  
一建設株式会社

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和二年六月五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 宮城県教育庁教育企画室リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守等業務
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 契約締結日から令和八年一月三十一日まで
  - 4 履行場所 白石高等学校ほか（百か所）
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始

の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは、入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行つた行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 当該調達案件に係る入札説明書及び仕様書の原本の交付を受けていること。

9 公告の日から過去五年以内に国、都道府県又は指定都市に同様の業務内容でパソコンの賃貸借及び保守業務を導入した実績（賃貸借契約内での整備も含む。）を有すること。

10 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が、1から7までの要件の全てを満たしていること。

(二) 構成員のいずれかが、8及び9の要件を満たしていること。

(三) 企業連合の構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

11 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二―二二一―三三三五）へ令和二年六月十二日（金）までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 電子システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより、あらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 郵送又は書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
千九八〇―八四二三 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁教育企画室情報推進班（担当 高砂 電話〇二二―二二一―三六一二）

3 入札説明書及び仕様書の交付期間

令和二年六月五日（金）から令和二年六月十五日（月）まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年第七十八号）に規定する祝日（以下「祝日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。

4 入札参加資格審査



入札を希望する者は、入札説明書等の交付を受け、電子調達システム又は郵送若しくは持参により入札参加資格確認申請を行い、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

令和二年七月七日(火) 午前九時から令和二年七月十三日(月) 午後五時まで

(二) 郵送による場合

令和二年七月七日(火) 午前九時から令和二年七月十三日(月) 午後五時までに2の場所まで到達すること(郵送方法は、簡易書留郵便等配達記録がなされるものに限る。)

(三) 持参による場合

6の開札日時及び場所に持参し、提出すること。また、提出の際は、4の入札参加資格確認結果の通知の写し及び代理人による入札の場合は委任状を持参すること。

6 開札の日時及び場所

令和二年七月十四日(火) 午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎十六階共用図書室

四 入札に参加することができる者

二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する金額を加算した金額(当該金額に二円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。  
9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Leasing, Installation, and Application Maintenance of Computers for the Education Planning Division, Miyagi Board of Education Secretariat (1 set)

2 Period of Implementation : From contract settlement to January 31, 2026

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Shiroishi Senior High School etc. (100 locations)

4 Deadline and Place of Bid Submission : July 13, 2020, 5 : 00 p.m. Digitalization Promotion Section, Education Planning Division, Miyagi Board of Education Secretariat

5 Time and Place of Bid Selection : July 14, 2020, 10 : 00 a.m. Miyagi Prefectural Government Building, 16<sup>th</sup> Floor, Shared Reading Room

6 Contact : Digitalization Promotion Section, Education Planning Division, Board of Education Secretariat, Miyagi Prefecture 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8423 Japan Tel.: 022-2111-3612

7 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和二年六月五日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

一 日 時 令和二年六月九日 午後一時三十分

二 場 所 第一会議室

三 事 件

第一号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開始三十分から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽籤とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二一二二一三六二一）

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第72号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イ及び第99条の3第4項第1号イの規定により、技能検定員資格審査及び教習指導員資格審査を次のとおり実施する。

令和2年6月5日

宮城県公安委員会委員長 佐藤 勘三郎

1 資格審査の種類、期日及び場所

資格審査の種類	資格審査の期日	資格審査の場所
新たに技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者（中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く）	令和2年7月8日から	仙台市泉区市名坂字高倉65番地
現に技能検定員、教習指導員である者が新たに他の運転免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を追加して取得しようとする者（中型自動車、大型特殊自動車、けん引自動車を除く）	令和2年8月31日まで	宮城県運転免許センター
新たに大型、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許に係る技能検定員の資格又は教習指導員の資格を取得しようとする者で令和元年、令和2年度自動車安全運転センター中央研修所を修了した者		
自動車安全運転センター中央研修所を修了した者		

2 資格審査申請手続

(1) 受付期間

令和2年6月5日（金）から令和2年6月17日（水）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）

(2) 受付場所

仙台市泉区市名坂字高倉65番地

宮城県運転免許センター内 宮城県警察本部交通部運転免許課

(3) 資格審査申請用紙の配布

ア 配布期間

令和元年6月5日（金）以降（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 配布場所

宮城県運転免許センター（宮城県警察本部交通部運転免許課）

3 その他

詳細については、宮城県警察本部交通部運転免許課に問い合わせをすること。

問い合わせ先の電話番号 022-373-3601